

温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業(エネ特会)

160百万円(50百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

## 1. 事業の概要

6%削減約束を達成するため、更には、第一約束期間以降も見据えた低炭素社会の構築のために、対策・施策の一層の強化が必要である。福田内閣総理大臣スピーチ(平成20年6月9日)にある、2050年までに現状から60~80%の削減を達成するためには、長期的・継続的に排出削減を行う必要があり、その手段として、国民や事業者の自らの活動に伴う温室効果ガス排出量等について見える化・指針化を図り、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革につなげることが重要である。

本事業では、商品やサービスの製造等に伴う温室効果ガス排出量を定量的に消費者に示す「見える化」の実現のための検討を行うとともに、地球温暖化対策推進法第21条に規定する排出抑制等指針の更なる拡充を図る。

## 2. 事業計画

### (1) 温室効果ガス排出量見える化推進事業(平成20~22年度)

平成20年度に策定する、商品やサービスの製造・使用段階等における温室効果ガス排出量の算定等に関するガイドラインを踏まえ、平成21年度から「見える化」に関する試行的実験を行うことを目指す。

### (2) 排出抑制等指針策定事業(平成20~21年度)

排出抑制等指針において示している、排出抑制のためのメニューや、業種別の原単位による、事業者が達成することが望ましい水準の更なる拡充等を行う。

## 3. 施策の効果

温室効果ガスの排出量等について見える化・指針化を進めることを通じて、事業者や国民の温室効果ガス排出削減に対する意識を変革し、具体的な行動を惹起させることにより、あらゆる部門の温室効果ガス排出量を削減する。

# 温室効果ガス排出量見える化及び排出抑制等指針策定事業

## 排出抑制等指針の策定

業務部門における事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項  
(産業部門等については順次策定)

### 効果的な実施に係る取組

- ・体制の整備、職員への周知徹底
- ・排出量、設備の設置・運転等の状況の把握
- ・情報収集・整理
- ・PDCAの実施

### 排出の抑制等に係る措置

熱源設備、空調設備等ごとに、設備の選択及び使用方法について具体的な措置を提示  
排出原単位の望ましい水準(今後策定予定)

日常生活における温室効果ガスの排出の抑制への寄与に係る措置に関する事項

### 事業者が講ずべき一般的な措置

- ・エネルギー消費効率が高い製品等の製造
- ・カーボン・オフセット、エコ・アクション・ポイント等の活用
- ・「見える化」の活用による情報の提供
- ・地方公共団体等との連携等

### 事業者が講ずべき具体的な措置

照明機器、冷暖房機器等ごとに、日常生活用製品等の製造等について講ずべき措置を提示

## ◆ 検討スケジュール

### 平成20年度

7月2日 温室効果ガス排出抑制等指針検討委員会(第1回)  
8月 アンケート調査の実施  
9月～10月 実態調査結果及び指針案のとりまとめ  
11月1日～30日 パブリックコメント  
11月5日 温室効果ガス排出抑制等指針検討委員会(第2回)  
12月12日 排出抑制等指針公表  
産業部門等における指針策定に向けた検討・普及等

### 平成21年度

産業部門等における指針策定に向けた検討・普及等

## 見える化の推進

### 温室効果ガス排出量「見える化」推進戦略会議

✓ 「見える化」を行う対象商品、サービスの選定

例:環境家計簿の拡充を含めた日常生活CO2情報提供ツールの提供により、家庭からのCO2排出量の「見える化」を推進

：カーボン・オフセット、エコ・アクション・ポイント等の施策と連携し、事業者の提供する商品・サービスのうち、その選択によってCO2排出量の削減に資するものの「見える化」を推進

✓ 対象商品・サービスのCO2排出量の計算・表示・活用方法のガイドライン化

- 「見える化」対象商品・サービスの拡大
- 試行的実験の実施
- 「見える化」された商品・サービスの普及啓発

### 平成20年度

第1回会議：7月1日  
第2回会議：8月11日  
第3回会議：9月8日  
日常生活分科会:10月16日  
:12月9日  
事業者分科会 :10月31日

### 平成21年度

■ エネルギーの「見える化」 ・ 電気・ガス事業者の情報提供に関する検討等

